

全国を対象とした観光需要喚起策「全国旅行支援」福井県取扱要領

1 制度の目的

全国を対象とした観光需要喚起策「全国旅行支援」（以下「本事業」という。）は、全国から県内への観光を促進するための宿泊・日帰り旅行代金割引と、旅行先の物販店や観光施設、交通機関などで幅広く利用できる福井県独自のクーポン発行により、新型コロナウイルス感染症の拡大により失われた観光客の流れを地域に取り戻し、観光地全体の消費を促すことで、地域における経済の好循環を創出するためキャンペーンを実施する。

本事業の実施は、感染拡大防止と観光振興の両立を図っていく必要があり、そのためにも安心して観光・旅行できる環境を整えることを目的とする。

このため、観光関連事業者と旅行者の双方に感染拡大防止策の実施を求め、本事業を通じて、ウィズコロナ時代における「安全で安心な新しい旅のスタイル」を確立し、普及・定着させる。

なお、本事業は、観光庁補助金を利用した事業であるため、全国の新型コロナウイルス感染症の状況をはじめとする社会情勢の変化により、事業内容変更または中止となる場合がある。

また、本事業は国の財政支援を受けて、実施する事業であり、実施の際には、本事業に参画する全国の旅行会社等（以下「旅行事業者」といい、詳細は「7）販売補助金の対象となる商品の販売者」にて定義する。）により、対象都道府県を目的地とする旅行商品や宿泊サービスが、多くの旅行者にとって公平に購入可能な販売方法にて提供される必要がある。上記を充足する方策として、全国の旅行事業者からの申請等を一括して受け付ける組織として統一窓口共同運営体（以下「統一窓口」という。）へ、その業務の一部を委託した。統一窓口は、最終的には旅行者の利便性向上に繋がるものであり、旅行事業者の負担軽減を図ると共に、多くの旅行者への公平な販売方法を提供するものとして、円滑な運営を目指すものである。

2 定義等

(1) キャンペーン名称

「ふくいdeお得キャンペーン」とする。

(2) 全国旅行支援による補助金は、旅行代金・宿泊料金（以下「旅行代金等」という。）に対して負担軽減を目的として補助をする販売補助金（以下「販売補助金」という。）と旅行先で幅広く利用できる地域クーポン（以下「ふくいdeお得クーポン」という。）の2つ（以下総称し「補助金」という。）が一体となって構成される。

(3) 補助対象者

国内居住者（在日居住者を含む）で、ワクチン・検査パッケージの活用に同意した者のうち福井県を目的とする旅行者

(4) 本事業における定め（以下「規程類」という）は次のとおりです。

- ・「全国を対象とした観光需要喚起策「全国旅行支援」福井県取扱要領（規程類においては「本取扱要領」という。）」：本事業の根幹となる定め
- ・全国を対象とした観光需要喚起策 取扱マニュアル<旅行事業者用>（規程類では「取扱マニュアル<旅行事業者用>」という。）：旅行事業者の実務に即して事業の制度等を解説しているもの。
- ・全国を対象とした観光需要喚起策 FAQ<旅行事業者用>：取扱マニュアル<旅行事業者用>を補完し事業制度等の詳細な解説や考え方を示すもの。
- ・全国を対象とした観光需要喚起策 補助金申請マニュアル<旅行事業者用>：旅行事業者の補助金申請の手順等を定めたもの。
- ・全国を対象とした観光需要喚起策 販売申請・販売状況報告マニュアル<旅行事業者用>：旅行事業者に課せられている週次報告の詳細についてまとめたもの。
- ・事務連絡：適宜メール等で発信されるもので、速やかに周知を目的とした内容を掲載したもの。

(5) キャンペーン対象期間

令和5年4月1日（土）～7月20日（木）まで（宿泊は7月21日チェックアウト分）までの旅行とする。

- ※ 福井県の全国旅行支援対象商品販売開始日（令和5年3月17日（金））以降に予約がなされた対象旅行商品が対象となります。
- ※ 準備の状況や都道府県・旅行事業者の予算執行状況や感染症拡大の状況等で開始時期及び終了時期が異なることがあります。
- ※ 感染症拡大の状況等を踏まえ、補助金の交付を一時的に停止することがあります。
- ※ 宿泊事業者、旅行事業者の準備が整った段階で販売を開始することができます。

(6) 実施内容

ア 最低旅行代金

宿泊を伴う旅行商品について、1人1泊あたり平日3,000円、休日2,000円
日帰り商品について、1人あたり平日3,000円、休日2,000円

※休日とは、宿泊を伴う旅行については、土曜日、翌日が祝日である日曜日もしくは祝日または翌日が土曜日である祝日をいい、日帰り旅行については、土曜日、日曜日または祝日とする。平日とは、休日以外の日とする。

イ 割引率

- ※ 旅行代金等総額の20%（ただし、端数処理は1円単位を基本としますが、旅行事業者側の業務上の都合など合理的な理由がある場合に限り100円未満までの切り捨てを許容します。）

ウ 割引上限

宿泊を伴う旅行商品 1人1泊あたり 3,000円

日帰り旅行商品 1人あたり 3,000円

ただし、宿泊を伴う旅行商品（交通付）については1人1泊あたり5,000円とする。

エ ふくいdeお得クーポン 平日2,000円、休日1,000円とする

オ 除外期間（宿泊を伴う旅行商品、日帰り旅行商品）

令和5年4月29日（土）から令和5年5月7日（日）まで（宿泊は5月8日チェックアウト分まで）

カ 利用泊数の制限

1旅行予約単位で7泊分までとする。

キ 利用回数の制限

利用回数の制限は設けない。

(7) 販売補助金の対象となる商品の販売者

ア 福井県事務局で販売登録をする販売者

宿泊事業者（販売登録の要件は、後述の福井県による定めに従うものとする。）

イ 統一窓口で販売登録をする販売者

旅行会社・OTA等（本取扱要領における「旅行事業者」。）

第1種旅行業、第2種旅行業、第3種旅行業、地域限定旅行業、旅行業者代理業、観光圏内限定旅行業者代理業、住宅宿泊仲介業のいずれかの登録等をしている者。（販売登録の要件は、後述の福井県による定めに従うものとする。）

※旅行サービス手配業は除く。

(8) 宿泊旅行補助対象商品

本事業に参画している宿泊施設等（以下「宿泊施設」という。）で提供される宿泊サービスを含む商品であること。ただし、宿泊サービスのうち、宿泊施設の利用開始時と利用終了時が同日（ディユース）であるものは除く。

ア 宿泊を伴う旅行商品

(ア) 企画旅行（募集型、受注型）

(イ) 手配旅行

(9) 日帰り旅行商品

旅行商品（企画旅行または手配旅行）のうち、下記ア、イを満たすもの。

ア 旅行開始日と同日中に出発地に戻ることが予定されている運送サービスを含むこと。ただし、夜行バスで夜（1日目）に出発して翌日（2日目）に旅行先に到着し、その後、同日（2日目）中に夜行バスで旅行先を出発し翌日（3日目）に出発地へ戻るような場合は、同日（2日目）中に発地に戻ることが予定されているものとみなして対象とする。

イ 旅行先で運送・宿泊以外の旅行サービス等を含むこと。ただし、アおよびイの2つの条件を満たすものであっても、2地点間の移動のみを主たる目的とする等、地域での消費喚起にほぼ寄与しないものと評価される場合を除く。

ウ 日帰り旅行商品の例

(ア) 往復の鉄道への乗車と体験型アクティビティ（ゴルフ利用等を含む）がセットになった旅行商品

(イ) 往復の船舶への乗船と旅行先でのランチがセットになった旅行商品

(ウ) 高速バスの往復と果物狩り体験がセットになった旅行商品

(10) 宿泊を伴う旅行商品（交通付）

宿泊を伴う旅行商品（交通付）とは、宿泊を伴う旅行商品に、さらに次に定義する運送サービスの一部（本取扱要領内において「交通」という。）を当該旅行事業者が手配し一体として提供する旅行商品とする。

(ア) 航空機

航空機による移動を含むものはすべて対象とする。ただし、発着空港が同一となるいわゆる遊覧飛行は除く。

(イ) 鉄道

1 乗車で片道50km（営業キロ）以上の有料列車の利用を含むものを対象とする。有料列車とは、新幹線やJR特急など、運賃だけでは乗車できない列車を指す。ただし、普通列車グリーン車など、一部の車両・座席にだけ追加料金が生じる列車は除く。

(ウ) 船舶（フェリー等）

1 乗船で片道50km（乗船地と下船地の直線距離）以上の利用を含むものが対象（人の運送を行っていれば、旅客船のみならず貨物船も対象）とする。

(エ) 貸切バス

貸切バス（道路運送法（昭和26年法律第183号）における一般貸切旅客自動車運送事業の運行の用に供されるバス）の2時間以上の利用を含むもの。

(オ)乗合バス

1 乗車で片道50km（営業キロ）以上の利用を含むもの。

(カ)タクシー、ハイヤー

1 乗車で乗車地と経路上における下車観光、入場観光または食事箇所の少なくともいずれか1地点との直線距離が50km以上の利用を含むもの。

(11) 補助金の対象とする商品の基準・考え方

ア 換金目的や換金性の高いものを含まない商品であること。

(例) ・金券類（QUOカード等のプリペイドカードやビール券・おこめ券・旅行券や店舗が独自に発行する商品券等）。ただし、金券類のうち、次の条件をすべて満たすものについては、商品に含めることが可能。

(ア) 金券の用途となる物品またはサービスが、具体的に証票、電子機器その他の物に記載または電磁的な方法で記録されていること

(イ) 記載されたその用途が、具体的に1つに特定または限定された複数の用途から旅行者が選択して1つに特定できるものであること。

(ウ) 記載されたその用途が、当該旅行目的地に相応であること。

(エ) その使用期限が、当該商品の旅行目的地内、かつ旅行期間内に限ること。

・鉄道の普通乗車券・特急券（指定席券等を含む）・回数券、普通航空券（往復航空券や上位クラス利用料金を含む）等。ただし、旅行事業者における適切な管理がなされている場合は対象に含めることが可能。

・収入印紙や切手

イ 感染拡大防止の観点から問題がないこと。

ウ 商品に含まれる物品やサービスの内容が当該旅行目的地に相応であること。

エ 商品に含まれる物品やサービスの価額が通常の宿泊料金の水準を超えないこと。

オ 旅行者自身が旅行期間中に購入または利用するものであること。

カ 行程に国外の地域が含まれないこと。

キ ライセンスや資格の取得を目的としないもの。

ク 上記ア～キのほか、対象商品として不適切と認めるものは対象としない。

(12) 対象外とする商品例（代表的なものを例示）

- ・ヨガライセンス取得講習付き商品
- ・ダイビングライセンス取得講習付き商品
- ・運転・操縦免許等（合宿）付き商品
- ・接待を伴うコンパニオン付き宴会を伴う商品
- ・宿泊先から後日自宅にお土産等が宅配で届くサービスが付いた商品

- ・通常の宿泊料金を著しく超える物品（例：宿泊施設で販売をしている高級和牛肉など）付きの商品
- ・日帰り旅行商品の場合で、運送サービスしか含まれていないもの
 - 鉄道への乗車＋船舶の乗船
 - 地域周遊きっぷのみ
 - 往復バスの乗車のみ
- ・日帰り旅行商品の場合で、旅行開始日と同日中に発地に戻ることが予定されていないもの
 - 目的地までの片道のバス乗車と食事
- ・日帰り旅行商品の場合で、地域での消費に寄与しない組み合わせ
 - 往復の鉄道の乗車と旅行先での缶ジュース
 - 往復の航空と出発空港でのお弁当
 - 往復のバス乗車と旅行先での無料観光施設（公園等）入場

（13）補助の対象となる商品等の販売者が遵守すべき事項

宿泊事業者および旅行事業者等の申し出を受けて、当該事業者が次のいずれにも適合すると認められるときは、本事業の参画事業者としての登録を認め、かつ参画事業者は下記の事項を遵守するものとする。

- ア 本取扱要領を含む規程類やそれらに関連して発信されるすべての情報（事務連絡を含む）等に従うこと。本情報は適宜修正がなされる場合があるので、必ず最新のものを確認し、従うこと。
- イ 本事業の定める感染拡大防止策を講じていること。
- ウ 旅行者全員の本人確認および居住地確認が必要となるので、旅行者への適切な周知と必要に応じて参画事業者でその役割を担うこと。
- エ 本事業のふくいde割引クーポンの適切な付与が行われるように旅行事業者は宿泊事業者等に通知すること。
- オ 参画事業者は、関係法令の一切を遵守し、公序良俗に反しないこと。
- カ 旅行代金等の水増しなど、補助金を不当に多く引き出すことに繋がる一切の行為、旅行者が宿泊施設を予約したものの実際には宿泊施設に宿泊しないことや、旅行において定められた行程の全部または一部を意図的に参加しないような行為のほう助や教唆等不正行為については、いかなる事情があろうとも認めない。参画事業者は一切このような行為をしないこと。
- キ 本事業以外の国または地方自治体の補助金等の交付を受けている場合で、本事業による補助金の金額との合計が販売価格（税およびサービス料を含む。以下同じ。）を超えるもの（国または地方自治体の補助金等が重複するもの）については、その超える部分は対象外とする。

- ク 福井県の定める販売開始日以降に予約がなされた対象旅行商品に限って補助の対象とすることが可能です。なお、例外として受注型企画旅行商品については最終的な契約確定書面の交付日を、全国旅行支援対象商品の販売日とみなします。
- ケ 補助金の申請にあたっては、旅行事業者の造成する商品が本事業の定めに適合していることを担保することのみならず、本事業の旅行者が本事業に定める条件等に適合していることを担保するよう善良な管理者による注意をもって取り扱うこと。
- コ 反社会的勢力の排除
 - 自己または自社の役員等が、次のいずれにも該当する者であってはならない。また、下記（イ）～（キ）までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体または個人であってはならない。
 - （ア）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - （イ）暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - （ウ）暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - （エ）自己、自社もしくは第三者の不正な利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
 - （オ）暴力団または暴力団員に対して賃金等を提供し、または便宜を供与する等直接的または積極的に暴力団の維持もしくは運営に協力し、または関与している者
 - （カ）暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - （キ）暴力団または暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 旅行者の申込方法

割引利用の申し込みは、利用者からふくいd e お得キャンペーンに参加する宿泊施設または旅行会社へ申し込むこととする。

（1）予約について

- ア 県内宿泊施設または全国の旅行会社で申し込み
- イ 申込期限は宿泊施設、旅行事業者各社で設定可能とする

4 クーポン券について

ふくいd e お得キャンペーンでは、クーポン券を発行する。

（1）クーポン券名称

「ふくいdeお得クーポン」とする。

(2) ふくいdeお得クーポン配布条件

ア 宿泊旅行、日帰り旅行ともに、平日は2,000円、休日は1,000円のふくいde割引クーポンを配布

イ 福井県オリジナルクーポン特典（福井県独自の取組み）

福井県オリジナルクーポンを（ア）～（エ）のとおり配布する。

（ア）＜県民対象＞

嶺北嶺南交流宿泊（宿泊旅行代金10,000円以上/人泊）に
地域クーポン1,000円/人泊を配布

（イ）＜全国シニア対象＞

平日県内宿泊（70歳以上かつ宿泊旅行代金10,000円以上/人泊）
に 地域クーポン1,000円/人泊を配布

（ウ）＜全国グループ対象＞

家族・グループでの県内宿泊（2名以上かつ宿泊旅行代金10,000円
以上/人泊）に交通クーポン2,000円/グループ泊を配布

※上記（ア）～（ウ）は県作成のアンケートに回答いただいた旅行者が対象

（エ）＜県民グループ対象＞

県内旅行会社で県外への交通付宿泊旅行を申し込む県民グループ（2名以
上）に交通クーポン2,000円/グループ泊を配布

(3) ふくいdeお得クーポンの詳細については、別途「ふくいdeお得キャンペーン『ふくいdeお得クーポン』取扱要領」に規定する。

5 キャンセルの取り扱いについて

福井県が発表する緊急事態宣言、特別警報により中止する場合に発生する取消料については、別途知事が定める。（補助対象外とし、旅行者負担）

6 ワクチン・検査パッケージ

(1) 販売時の対応

ア 店頭でワクチン接種歴（3回目接種）が確認できる原本または画像や写し等を確認する（12歳以上）。店頭では代表者で構わないが、確認ができない同行者の分は手配先宿泊事業者等へ伝達すること。また、身分証明書等による居住地の確認をすること。

イ 店頭でワクチン接種歴（3回目接種）を満たさない方へは、宿泊施設でのチェックイン当日に有効なワクチン接種歴（3回目接種）が確認できる原本または画像や写し等または検査結果陰性を証明するものを掲示する必要がある旨を案内す

ること。

※検査結果を証明するものは、下記の事柄が記載されているものに限る。

- ・ 検査を受けた本人の氏名、検査結果、検査方法、検査した施設、場所、検体採取日、検査管理者氏名、有効期限

ウ 上記を満たさない場合は、チェックイン当日に抗原定性検査を実施する必要がある旨を案内すること。

エ 手配先宿泊事業者にて抗原定性検査を実施していない場合に、手配先宿泊事業者の近隣に検査施設があれば、案内すること。

オ 抗原定性検査の実施が難しい場合、キャンセル対応やワクチン・検査パッケージを利用条件としない別プランが適用される旨を説明すること。

カ 販売時に上記を必ず実施することを県の指定する手段で宣誓させること。

キ 宿泊チェックイン時にも本人確認を行うので、身分証明書等を持参するよう案内すること。

(2) 販売後の対応

ア 店頭でワクチン接種歴（3回目接種）を確認した場合には、手配先宿泊施設へワクチン接種歴確認済みであることを伝達し、チェックイン時に本人確認のみ実施するよう依頼すること。

イ 店頭でワクチン接種歴（3回目接種）を確認できなかった場合には、チェックイン当日にワクチン接種歴（3回目接種）が確認できる原本または画像や写し等または、検査結果陰性を証明するものを確認するよう依頼すること。

※PCR検査・抗原定量検査は検査日＋3日、抗原定性検査は検査日＋1日

ウ 上記を確認する際には必ず身分証明書等により本人であることを確認すること。

エ 上記を証明する書類等を持参しなかった際に、手配先宿泊事業者にて抗原定性検査を実施していない場合は、手配先宿泊事業者の近隣に検査施設があれば、案内すること。

※抗原定性検査の実施が難しい場合、ワクチン・検査パッケージを利用条件としない別プラン（割引が適用されないプラン）やキャンセル対応を適用する等の取り決めを事前に旅行会社と宿泊施設間で協議すること。

(3) 割引適用外について

ア 検査結果が陽性または判定不能の場合。

イ チェックイン当日に有効な検査結果を得ることが出来なかった場合。

ウ ワクチン接種歴（3回目接種）が確認できない場合。

7 本事業への販売登録要件

- (1) Go To トラベルキャンペーンに参加している旅行会社または宿泊施設であること
- (2) 他のキャンペーンとの併用
 - ア Go Toトラベルキャンペーン ⇒ 併用不可
 - イ 県内市町の実施する宿泊支援等のキャンペーン ⇒ 併用可

8 留意事項

- (1) 新型コロナウイルスの感染拡大等により、キャンペーンが中止・中断される場合があること。
- (2) 本事業は、観光庁の地域観光支援事業および「ワクチン・検査パッケージ」に基づき実施すること。

9 本事業における統一窓口での登録手続きについて

- (1) 本事業における登録申請

- ア 登録申請とは

情報登録および販売補助金対象となる商品の提供および販売補助金の予算 枠（以下「予算枠」という。）の配分を受けるための申請。統一窓口では、旅行事業者がその対象となります。

※ なお、本事業参画中、事業譲渡をされる場合は、参画終了の手続きが必要です。また、事業を承継する事業者が引き続き本事業への参画を希望される場合改めて登録申請が必要です。

- イ 登録申請の具体的な手続き

- (ア) 申請方法

- ・公式サイトからの申請

※公式サイトから申請ができない事業者は、「お問い合わせ先」までお問合せください。

- (イ) 申請に必要な情報

- ・事業者情報
- ・各都道府県の販売希望と販売計画
- ・口座情報（事業者用）
- ・上記の口座情報が確認できる書類

通帳の写し（表紙と表紙裏面の見開きページ）、キャッシュカードの写し、口座証明書、インターネットバンキング口座情報記載画面のコ

ピー等

・代理店リスト（統一様式第7号）

※旅行事業者で代理店の登録を申請する場合のみ（代理店とは委託元の旅行事業者が予算枠を管理する代理店（提携店）を指します。）

（2）予算枠割当額決定および通知

ア 予算枠割当額の決定

（ア）予算枠を各社単位で割り当てる旅行事業者と複数社で都道府県単位の予算枠を割り当てる旅行事業者がごぞいます。

（イ）具体的な福井県の予算枠は、事業者マイページの「販売計画」の登録内容を審査し、都道府県単位で協議の上、予算枠割当額を決定し、事業者マイページにて通知します。

（ウ）申請書類を審査した結果、旅行事業者の指定を行わない場合には、事業者マイページにより通知します。

イ 予算枠割当額の変更

（ア）決定通知後に、旅行事業者が予算枠割当額の変更をしようとする場合は、事業者マイページより「販売状況」を登録します。

（イ）事業者マイページの「販売状況」の登録内容を審査の上、割引配分割当額に変更が生じるときは事業者マイページにて通知します。

（ウ）旅行事業者の事業進捗状況を確認のうえ、予算枠割当額の増減額を事業者マイページにて通知します。

（エ）決定通知後に、旅行事業者が登録取消しを希望する場合は、登録取消申請を提出することとします。

※なお、事業者マイページにて申請ができない事業者は、「4.お問い合わせ先」までお問合せください。

（3）月次報告・実績報告の期間・方法

ア 月次報告

（ア）予算枠割当額の決定を受けた旅行事業者は、当該事業が完了するまでの間、

・各月1日から15日までの実績について各月末日までに、

・各月16日から末日までの実績について翌月15日までに、

各月2回、次の書類を統一窓口へ提出してください。なお、実績がない場合、毎月の提出は不要です。

※月1回で申請を行いたい事業者は、月1回申請（月末締め、翌月15日までに提出）とすることが可能です。

㉞ 補助金請求書（統一様式2号）

㉟ 実績内訳シート（統一様式1号）

㊦ ㉞㉟に掲げる書類のほか、必要な書類として求めるもの

(イ) 統一窓口は、補助金の請求があった場合は、内容を審査の上、適正な内容であると確認し、旅行事業者の指定口座に補助金を振込みます。

イ 完了報告

(ア) 予算枠割当額の決定を受けた旅行事業者は、当該事業が完了したときは、完了報告書等を別途定める期日までに統一窓口へ提出してください。（当該事業終了前に登録取消しを希望する場合を含む）

(イ) 実績報告は次の書類の提出が必要です。

・完了報告書（統一様式8号）

・その他必要と認めるもの

※上記とは別に、販売進捗状況の報告を定期的に求めることがあります。

(4) 補助金交付の条件

福井県による定めに従うものとします。

(5) 状況報告および調査

福井県による定めに従うものとします。

(6) 補助金の取消し

福井県による定めに従うものとします。

(7) 補助金の返還

福井県による定めに従うものとします。

(4) 補助金交付の条件

ア 本要領の規定に従うこと。

イ 参画事業者は、本事業に係る経費について、帳簿及びすべての証拠書類を備え、他の経費と明確に区分して整理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

ウ 参画事業者は、本事業に関する帳簿及び証拠書類を整備し、補助金の給付を受けた年度の翌年度から5年間保管しておくこと。

(5) 状況報告および調査

ふくい de お得キャンペーン事務局は、必要に応じて参画事業者から報告を求め、立入等の調査を行うことができる。

(6) 補助金の取消し

ア ふくい de お得キャンペーン事務局は、参画事業者がこの要領の規定に違反した場合や不正な申請を行った場合は、参画事業者としての指定を取り消すととも

に、事業者名を公表し、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

イ 前項の規定は、補助金を交付した後においても適用する。

(7) 補助金の返還

ア ふくい de お得キャンペーン事務局は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、対象事業の当該取消しに係る部分に関し、その返還を命じる。

イ 前項の命令を受けた参画事業者は、事務局が指定する期日までに、直ちに補助金を返還しなければならない。

10 不正利用の防止

参画事業者は、不正利用防止のために、不正利用を排除するための措置を講じる必要がある。

11 お問い合わせ先

内容によって、お問い合わせ先が異なりますので、確認のうえで対応のこと。

(1) 事業全般（地域クーポン、感染拡大防止策を含む）

ふくい de お得キャンペーン事務局 旅行事業者用問い合わせ窓口

TEL：0776-50-3805（受付時間：9：00-17：00 休業日：土・日・祝日）

(2) 本取扱要領に関すること（統一窓口での受託業務：補助金の対象となる 旅行商品、旅行事業者の販売登録、予算枠管理、実績報告、審査等）

ア 事業者登録・補助金管理/精算関連対応に関して

統一窓口 旅行事業者用お問い合わせ窓口

TEL：03-6635-3655（受付時間：10:00-17:00 休業日：土・日・祝日）

イ 基本ルール・ツアー造成対応に関して

統一窓口 旅行事業者用お問い合わせ窓口

TEL：03-6635-3669（受付時間：10:00-17:00 休業日：土・日・祝日）